

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第39号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年3月11日 06時30分ごろ	
発生場所	長崎県五島市福江島千々見埼北東沖1,600m付近 同市岐宿町立小島所在立小島灯台から真方位170° 1,950m付近 (概位 北緯32°46.7′ 東経128°42.5′)	
事故等調査の経過	平成21年3月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 <sup>とくほう</sup>徳宝丸、13.5トン NS2-24052（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 <sup>ゆうけい</sup>優惠丸 4.98トン NS3-64835（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、一級小型船舶操縦士</p> <p>B 船長、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 船首ブルワーク、船首右舷側外板防舷材に擦過傷</p> <p>B 右舷船尾外板に擦過傷、右舷船尾オーニング支柱が曲損</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長が乗り組み、五島市岐宿町姫島北方の漁場に向かったところ波が高かったことから、姫島の北方約6海里付近で引き返して、姫島と音無瀬の間を通過して岐宿町水之浦に向けて、約125°の針路及び約6.1ノット(kn)の速力で航行中、また、B船は、船長が乗り組み、姫島北方3海里付近の漁場に向かうため、水之浦の岬を通過した後、約305°の針路及び約5.0knの速力で姫島と音無瀬の間に向けて航行中、平成21年3月11日06時30分ごろ、福江島千々見埼北東沖において、A船の右舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、船長がGPSプロッターの操作に没頭して適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、A船の法定灯火を認め、通過できるものと判断し、針路を右に転じなかった可能性があると考えられる。</p> <p>両船は、真向かいで行き会う態勢で航行していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、福江島千々見埼北東沖において、A船が南東進中、B船が北西進中、A船は、船長がGPSプロッターの操作に没頭して適切な見張りを行わず、また、B船は、A船の法定灯火を認めた際、A船を通過できる</p>	

	ものと判断したため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。
--	---